



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
4月14日(火)  
第696号

## 目次

### 告示

○木材業者登録申請等に係る公金事務の委託	303
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	303
○道路の区域の変更	304
○道路の供用開始	304

### 公告

○開発行為の工事完了	305
------------	-----

### 調達等公告

○企画提案書の提出に関する公告(特定調達公告)	305
○企画提案書の提出に関する公告(特定調達公告)の取消し	308

### 正誤

○令和8(2026)年号外第17号中	309
○令和8(2026)年号外第28号中	309

## 告示

### 栃木県告示第228号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

- 委託した公金事務の内容  
木材業者登録申請等手数料の徴収
- 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 名称  
栃木県木材業協同組合連合会
  - 主たる事務所の所在地  
宇都宮市新里町丁277-1
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日
  - 指定をした日  
令和8(2026)年4月1日
  - 委託をした日  
令和8(2026)年4月1日
- 委託期間  
令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(林業木材産業課)

### 栃木県告示第229号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和8(2026)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営中山間高原(小山帰)地区 土地改良(区画整理)事業	高原(小山帰)地区	令和8(2026)年 4月15日から同年 5月18日まで	令和8(2026)年 6月2日	塩谷南那須農業 振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8(2026)年4月14日から同年5月13日まで一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
29	前	那須塩原市折戸203-1から 那須塩原市折戸74-2まで	8.3~12.6	184.0	
	後	那須塩原市折戸203-1から 那須塩原市折戸74-2まで	13.3~15.9	184.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 折戸西那須野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
259	前	那須塩原市折戸184-1から 那須塩原市折戸19-1まで	5.5~6.3	786.0	
	後A	那須塩原市折戸184-1から 那須塩原市折戸19-1まで	5.5~6.3	786.0	
	後B	那須塩原市折戸66-2から 那須塩原市折戸19-1まで	31.8~47.8	618.0	

栃木県告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 4 月 14 日から同年 5 月 13 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 14 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 119 号	日光市今市字小倉町791から 日光市今市字小倉町793-2 まで	令和 8 (2026) 年 4 月 14 日

(道路保全課)

## 公 告

### ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 4 月 14 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市氏家字中丸2052番 3、2053番 3、 2053番 4、2053番 5、2053番 5 地先、2053番 6、字欠ノ上2052番、2054番 (開発行為に関する工事) さくら市氏家字中丸2053番 5 地先	東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号	社会福祉法人どろん こ会
河内郡上三川町大字上蒲生字八丁374番 4、 375番 3、375番 4、378番 1、383番 1、383 番 3 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字上蒲生字八丁378番 2 の 一部	宇都宮市戸祭元町 3 番10号	宇都宮農業協同組合
河内郡上三川町大字上蒲生字地蔵堂1489番 6、1489番 7	宇都宮市中今泉 5 丁目 8 番14号グ レージュ杉本B102	齋 藤 夏 葵 齋 藤 貴 洋
河内郡上三川町大字上三川字京田1929番 3、 1930番 5	河内郡上三川町大字上三川1927番地 1	星 野 裕 貴
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美194番 4	下都賀郡壬生町至宝二丁目 11 番 31-18号	小 久 保 延 泰
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1052番 1、 1052番 2、1052番 3	宇都宮市大通り四丁目 3 番18号	グランディハウス株 式会社
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1083番 5 の一 部	下都賀郡壬生町大字安塚959番地 1	小 野 崎 窓 香

(都市政策課)

## 調 達 等 公 告

○企画提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり公募型プロポーザルの実施を招請するので公告する。

令和8(2026)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

## 1 業務概要

(1) 業務名 第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借

(2) 業務内容 実施要領等による。

(3) 契約期間

ア システム設計・開発業務委託契約：契約締結の日から令和9(2027)年11月30日(火)まで

イ 機器賃貸借契約：令和9(2027)年11月1日(月)から令和14(2032)年10月31日(日)まで

(4) 提案上限額

ア システム設計・開発業務委託契約 826,084,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 機器賃貸借契約 2,096,649,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 参加形態

共同企業体による参加表明を認める。ただし、本プロポーザルに参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独企業として重複して参加することを認めない。

## 2 参加表明書を提出する者に必要な資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、共同企業体にあつては、構成員全てが(1)~(8)の要件を満たし、かつ、システム設計・開発業務を行う構成員が(9)の要件を、機器賃貸借を行う構成員が(10)の要件をそれぞれ満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「N通信、情報処理」—小分類「2情報関連サービス」又は大分類「Pその他のサービス」—小分類「2リース、レンタル」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

(3) 参加表明書提出日から契約を締結しようとする日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は同法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(8) ISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を取得していること。

(9) 過去5年以内に自治体が発注したインフラシステムの案件管理・導入業務に関して、受注実績があること。

(10) 過去5年以内に自治体が発注したインフラシステム機器賃貸借業務に関して、受注実績があること。

## 3 プロポーザル実施の手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号(栃木県庁本館5階北側)

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 デジタル行政担当

電話028-623-2215

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 8 (2026) 年 4 月 14 日 (火) から同年 5 月 13 日 (水) まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで。)

イ 交付場所

(1)の場所において交付するほか、本県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の点に留意して、実施要領に基づき参加表明書、参加資格確認書及び類似業務実績確認書を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水) 17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

電子メール、持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。

電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水) までに辞退届を提出すること。

オ 共同企業体による参加

共同企業体は、参加表明書の提出と併せて共同企業体参加資格審査申請書、共同企業体協定書の写し及び委任状(参加表明書の提出及び参加に関する事項(技術提案書、見積書等の提出を含む。)等、構成員から受任者(代表構成員)に対する委任事項を記載したもの。)の写しを提出すること。

(4) 秘密保持誓約書の提出

秘密保持誓約書を提出し、かつ、本県が参加資格を有すると認めた者に限り、本業務に関する本県が公表していない文書を貸与する。当該資料の貸与を希望する者は、以下の点に留意して秘密保持誓約書を提出すること。

ア 提出期限

令和 8 (2026) 年 5 月 27 日 (水) 17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。なお、参加表明書と併せて提出することも可とする。

郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 共同企業体による参加

共同企業体で参加する場合は、代表構成員及び構成員の連名で作成したものを提出すること。

(5) 参加資格の確認通知

(3)で提出された参加表明書等により資格審査を行い、本県が参加資格を有すると認めた者に対し、令和 8 (2026) 年 5 月 21 日 (木) (予定) に電子メールにより通知する。

(6) 企画提案書の提出

(5)の参加資格の確認通知において企画提案書の提出を認められた者は、以下の点に留意して企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和 8 (2026) 年 5 月 27 日 (水) 17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。ただし、電子データの提出につ

いては、電子メールでの提出を可とする。なお、電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数及び提出形式

電子データで1部、紙媒体で6部提出すること。なお、審査の公正を期すため、企画提案書に記載の内容においては参加者名が類推できないように作成すること。

オ ファイル形式

実施要領による。

カ 提出物

実施要領による。

キ 1者当たりの提案数

企画提案書は、1者1提案とする。

ク 著作権

委託業務における制作物の著作権は、本県に帰属するものとする。委託期間終了後、本県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(2) 契約書の作成を要する。

なお、契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 詳細は、実施要領による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction of Next-Generation Shared Service Platform

(2) Deadline for submission of application documents:

5:00 p.m., May 13, 2026

(3) Deadline for submission of proposal documents:

5:00 p.m., May 27, 2026

(4) Information is available at:

Electronic Prefectural Government Section

Administrative Reform and ICT Promotion Division

Department of Administration and Management

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2215

---

○企画提案書の提出に関する公告（特定調達公告）の取消し

令和8（2026）年3月27日付け栃木県公報第691号をもって公告した企画提案書の提出に関する公告（特定調達公告）を取り消す。

令和8（2026）年4月14日

栃木県知事 福田 富一  
(行政改革ICT推進課)

---

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和8 (2026)年 号外第17号	17	下から 2	第2号	第 号
令和8 (2026)年 号外第28号	12	下から 8	第2号	第 号